

市区町村別集計項目（推進体制等）

										東京都						
										市区町村数	62					
都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1			問2－1	問2－2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2024年4月1日現在で有効なもの)				
			担当課(室)名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	問3－1 有		問3－1 無	問4－1 有				問4－1 無	
								問3－2 条例名称	問3－2 公布日(西暦)	問3－2 施行日(西暦)	問3－3 現在の状況	問4－2 計画名称	問4－2 計画期間	問4－2 女性活躍推進法との関係	問4－3 計画策定の方法	問4－4 現在の状況
△	△	△	△	△	△	48	48	32	△	△	△	53	△	△	△	△
13	101	千代田区	地域振興部国際平和・男女平等人権課	1	2	1	1				4	第6次千代田区ジェンダー平等推進行動計画	2022年4月1日 ～ 2027年3月31日	1	1	
13	102	中央区	総務課	1	2	1	1	中央区男女の平等及び共同参画による社会づくりに関する基本条例	2023年3月17日	2023年4月1日		中央区男女共同参画行動計画2023	2023年4月 ～ 2028年3月	1	1	
13	103	港区	人権・男女平等参画担当	1	1	1	1	港区男女平等参画条例	2004年3月19日	2004年4月1日		港区男女平等参画行動計画	2021年4月 ～ 2027年3月	1	1	
13	104	新宿区	男女共同参画課	1	1	1	1	新宿区男女共同参画推進条例	2004年3月24日	2004年4月1日		新宿区第四次男女共同参画推進計画	2024年4月1日 ～ 2028年3月31日	1	1	
13	105	文京区	総務部総務課ダイバーシティ推進担当	1	2	1	1	文京区男女平等参画推進条例	2013年9月27日	2013年11月1日		文京区男女平等参画推進計画	2022年4月 ～ 2027年3月	1	1	
13	106	台東区	人権・多様性推進課 男女平等推進プラザ	1	1	1	1	東京都台東区男女平等推進基本条例	2014年12月17日	2015年1月1日		台東区男女平等推進行動計画「はばたきプラン21」	2020年4月 ～ 2025年3月	1	1	
13	107	墨田区	人権同和・男女共同参画課	1	1	1	1	墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例	2005年12月9日	2006年4月1日		墨田区男女共同参画推進プラン(第6次)	2024年4月 ～ 2029年3月	1	1	
13	108	江東区	人権推進課	1	1	1	1	江東区男女共同参画条例	2004年3月17日	2004年4月1日		男女共同参画KOTOプラン2021(第7次江東区男女共同参画行動計画)	2021年4月 ～ 2026年3月	1	1	
13	109	品川区	人権・ジェンダー平等推進課	1	1	1	1	品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための条例	2024年3月28日	2024年4月1日		男女共同参画のための品川区行動計画(第5次)「マイセルフ品川プラン～誰もが自分らしく～」	2019年4月1日 ～ 2029年3月31日	1	1	
13	110	目黒区	人権政策課	1	2	1	1	目黒区男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例	2002年3月15日	2002年3月15日		目黒区男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する計画	2022年4月1日 ～ 2027年3月31日	1	1	
13	111	大田区	人権・男女平等推進課	1	1	1	1				4	第8期 大田区男女共同参画推進プラン	2021年4月1日 ～ 2026年3月31日	1	1	
13	112	世田谷区	人権・男女共同参画課	1	1	1	1	世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例	2018年3月6日	2018年4月1日		世田谷区第二次男女共同参画プラン後期計画	2022年4月 ～ 2027年3月	1	1	
13	113	渋谷区	総務課	1	2	1	1	渋谷区人権を尊重し差別をなくす社会を推進する条例(※改正施行)	2024年3月7日	2024年4月1日		第2次男女平等・多様性社会推進行動計画	2022年4月1日 ～ 2026年3月31日	1	1	
13	114	中野区	企画部企画課	1	2	1	2	中野区男女平等基本条例	2004年3月29日	2004年4月1日		中野区男女共同参画基本計画(第5次)	2024年4月 ～ 2029年3月31日	1	1	
13	115	杉並区	管理課	1	2	1	1				4	杉並区男女共同参画行動計画	2022年4月1日 ～ 2031年3月31日	1	1	
13	116	豊島区	男女平等推進センター	1	1	1	1	豊島区男女共同参画推進条例	2003年3月20日	2003年4月1日		第5次としま男女共同参画推進プラン(第5次豊島区男女共同参画推進行動計画、第3次豊島区配偶者等暴力防止基本計画、第2次豊島区女性活躍推進計画)	2022年4月1日 ～ 2027年3月31日	1	1	
13	117	北区	多様性社会推進課	1	2	1	1	東京都北区男女共同参画条例	2006年6月30日	2006年7月1日		北区男女共同参画行動計画 第6次アゼリアプラン	2020年4月1日 ～ 2025年3月31日	1	1	
13	118	荒川区	荒川区総務企画部総務企画課	1	2	1	1				4	荒川区男女共同参画社会推進計画	2021年5月 ～ 2025年3月	1	1	
13	119	板橋区	男女社会参画課	1	1	1	1	東京都板橋区男女平等参画基本条例	2003年3月6日	2003年3月6日		男女平等参画社会実現のための板橋区行動計画 いっぱいアクティブプラン2025	2021年4月 ～ 2026年3月	1	1	
13	120	練馬区	総務部人権・男女共同参画課	1	1	1	1				4	第5次練馬区男女共同参画計画	2020年4月1日 ～ 2025年3月31日	1	1	
13	121	足立区	多様性社会推進課	1	2	1	1	足立区男女共同参画社会推進条例	2003年3月20日	2003年4月1日		第8次足立区男女共同参画行動計画	2023年4月1日 ～ 2028年3月31日	1	1	
13	122	葛飾区	人権推進課	1	2	1	1	葛飾区男女平等推進条例	2004年3月29日	2004年4月1日		葛飾区男女平等推進計画(第6次)	2022年4月1日 ～ 2027年3月31日	1	1	
13	123	江戸川区	総務部人権・男女共同参画推進センター	1	2	1	1	江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくり条例	2022年3月30日	2022年4月1日		江戸川区男女共同参画推進計画	2017年4月 ～ 2027年3月	1	1	
13	201	八王子市	市民活動推進部 男女共同参画課	1	1	1	1	八王子市男女共同参画推進条例	2022年12月16日	2023年4月1日		男女が共に生きるまち八王子プラン(第4次)	2024年4月1日 ～ 2032年3月31日	1	1	
13	202	立川市	立川市総合政策部男女平等参画課	1	1	1	1	立川市男女平等参画基本条例	2007年6月25日	2007年6月25日		立川市第7次男女平等参画推進計画	2020年4月 ～ 2025年3月	1	1	
13	203	武蔵野市	市民活動推進課男女平等推進センター	1	1	1	1	武蔵野市男女平等の推進に関する条例	2017年3月22日	2017年4月1日		武蔵野市第五次男女平等推進計画	2024年4月 ～ 2029年3月	1	1	
13	204	三鷹市	企画経営課平等・人権・国際化推進係	1	2	1	1	三鷹市男女平等参画条例	2006年3月30日	2006年4月1日		三鷹市第5次基本計画	2024年 ～ 2027年	2	2	
13	205	青梅市	市民安全課	1	2	1	1				4	青梅市ジェンダー平等推進計画	2023年4月1日 ～ 2028年3月31日	1	1	
13	206	府中市	市民協働推進部多様性社会推進課	1	2	1	1				4	第6次府中市男女共同参画計画	2020年4月1日 ^日 2025年3月31日 ^日 ～ 2025年3月31日 ^日	1	1	
13	207	昭島市	男女共同参画・女性活躍支援担当	1	2	1	1				3	昭島市男女共同参画プラン	2021年4月1日 ～ 2031年3月31日	1	1	
13	208	調布市	多様性社会・男女共同参画推進課	1	1	1	1				4	調布市男女共同参画推進プラン(第5次)	2022年4月1日 ～ 2027年3月31日	1	1	

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	問1			問2－1	問2－2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2024年4月1日現在で有効なもの)						
			担当課(室)名	所 属	事 務 所 掌	庁 内 連 絡 会 議 の 有 無	諮 問 機 関 の 有 無	問3－1 有			問3－1 無	問4－1 有				問4－1 無		
								問3－2 条例名称	問3－2 公布日(西暦)	問3－2 施行日(西暦)	問3－3 現在の 状況	問4－2 計画名称	問4－2 計画期間	問4－2 女性活 躍推進 法との 関係	問4－3 計画策 定の 方法	問4－4 現在の 状況		
13	209	町田市	市民部市民協働推進課男女平等推進センター	1	1	1	1				4	一人ひとりがその人らしく生きるまちだプラン(第5次町田市男女平等推進計画)	2022年度	～	2026年度	1	1	
13	210	小金井市	企画政策課男女共同参画室	1	1	1	1	小金井市男女平等基本条例	2003年6月26日	2003年7月1日		小金井市第6次男女共同参画行動計画	2021年4月1日	～	2026年3月31日	1	1	
13	211	小平市	市民協働・男女参画推進課	1	1	1	1	小平市男女共同参画推進条例	2008年10月1日	2009年4月1日		小平アクティブプラン21(第四次小平市男女共同参画推進計画)	2022年4月	～	2027年3月	1	1	
13	212	日野市	平和と人権課	1	2	1	1	日野市すべての人の性別等が尊重され多様な生き方を認め合う条例	2001年12月28日	2002年4月1日		第4次日野市男女平等行動計画	2021年4月1日	～	2026年3月31日	1	1	
13	213	東村山市	市民相談・交流課	1	1	1	1	東村山市男女共同参画条例	2006年3月30日	2006年7月1日		東村山市第4次男女共同参画基本計画	2023年4月1日	～	2028年3月31日	1	1	
13	214	国分寺市	市民生活部 人権平和課	1	2	1	1	国分寺市男女平等推進条例	2007年3月29日	2007年6月1日		第2次国分寺市男女平等推進行動計画	2017年4月	～	2025年3月	1	1	
13	215	国立市	市長室	1	2	1	1	国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例	2017年12月28日	2018年4月1日		国立市第6次ジェンダー平等推進計画	2024年4月1日	～	2029年3月31日	1	1	
13	218	福生市	協働推進課	1	2	1	1				3	福生市男女共同参画行動計画(第6期)	2021年4月1日	～	2027年3月31日	1	1	
13	219	狛江市	狛江市企画財政部政策室	1		1	1				4	狛江市男女共同参画推進計画	2020年4月	～	2025年3月	1	1	
13	220	東大和市	地域振興課	1	2	1	1	東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例	2005年3月31日	2005年3月31日		第三次東大和市男女共同参画推進計画	2021年4月1日	～	2031年3月31日	1	1	
13	221	清瀬市	地域振興部男女共同参画センター	1	1	1	1	清瀬市男女平等推進条例	2006年6月29日	2006年7月1日		第3次清瀬市男女平等推進プラン	2018年4月1日	～	2028年3月31日	1	1	
13	222	東久留米市	生活文化課	1	2	1	1				3	東久留米市第4次男女平等推進プラン	2023年4月1日	～	2028年3月31日	1	1	
13	223	武蔵村山市	協働推進課	1	2	1	1				4	武蔵村山市第四次男女共同参画計画 -ゆーあいプラン-	2020年4月1日	～	2025年3月31日	1	1	
13	224	多摩市	TAMA女性センター	1	2	1	1	多摩市女と男の平等参画を推進する条例	2013年9月30日	2014年1月1日		第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画	2021年4月	～	2031年3月	1	1	
13	225	稲城市	市民協働課	1	2	1	1				4	稲城市男女共同参画計画(男女平等推進いなぎプラン)	2016年4月1日	～	2026年3月31日	2	2	
13	227	羽村市	総務課	1	2	1	1	羽村市男女共同参画推進条例	2007年3月26日	2007年4月1日		第5次羽村市男女共同参画基本計画	2022年4月1日	～	2027年3月31日	1	1	
13	228	あきる野市	企画政策部企画政策課	1		1	2				4	第5次あきる野男女共同参画プラン	2022年4月1日	～	2027年3月31日	1	1	
13	229	西東京市	協働コミュニティ課	1	2	2	1				2	西東京市第5次男女平等参画推進計画	2024年4月	～	2029年3月	1	1	
13	303	瑞穂町	協働推進部協働推進課	1	2	2	1				4	第6次男女共同参画社会推進行動計画	2020年4月	～	2025年3月	1	1	
13	305	日の出町	総務課	1	2	2	2				4	第5次日の出町長期総合計画(後期基本計画)	2023年4月1日	～	2026年3月31日	2	2	
13	307	檜原村	企画財政課 企画財政係	1	2	2	2				4							2
13	308	奥多摩町	企画財政課	1	2	2	2				4	奥多摩町長期総合計画	2015年4月1日	～	2025年3月31日	2	2	
13	361	大島町	総務課	1	2	2	2				4							2
13	362	利島村	総務課	1	2	2	2				4							2
13	363	新島村	総務課	1	2	2	2				4	新島村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画(第3期)	2022年4月1日	～	2026年3月31日	1	1	
13	364	神津島村	総務課	1	2	2	2				4							2
13	381	三宅村	総務課	1	2	2	2				4							2
13	382	御蔵島村	総務課	1	2	2	2				2							2
13	401	八丈町	企画財政課	1	2	2	2				2							2
13	402	青ヶ島村	総務課	1	2	2	2				4							2
13	421	小笠原村	総務課	1	2	2	2				4							2

＜選択肢回答＞

- 所属
1 首長部局
2 教育委員会

- 事務所掌
1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
2 1ではない

- 庁内連絡会議
1 有
2 無

- 諮問機関
1 有
2 無

- 男女共同参画に関する条例
現在の状況
1 2025年3月末までの制定を目途に検討中
2 2024年度以降の制定を目途に検討中
3 その他
4 検討していない

- 男女共同参画に関する計画
女性活躍推進法の推進計画との関係
1 一体
2 一体でない
計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4－2 計画名称」は括弧書きで表記)
1 単独計画として策定
2 総合計画の一部として策定

- 現在の状況
1 策定予定有
2 策定予定無

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2024年4月1日現在で開設済の施設)															
			問6－1		問6－4 所在地等						問6－3 施設形態		問6－5 管理・運営主体					
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他	
			40								6	34	28	8	5	32	5	3
13	101	千代田区	千代田区男女共同参画センター	MIW(ミュウ)	102-8688	東京都千代田区九段南1-2-1	03-5211-8845	03-5211-8846	https://miw.city.chiyoda.lg.jp/		○	○		○	○		○	
13	102	中央区	中央区立男女平等センター	ブーケ21	104-0043	東京都中央区湊1-1-1	03-5543-0651	03-5543-0652	https://www.city.chuo.lg.jp/bouquet21/index.html	○		○			○			
13	103	港区	港区立男女平等参画センター	リーブラ	150-0023	港区芝浦1-16-1	03-3456-4149		https://www.minatolibra.jp/		○		○				○	
13	104	新宿区	新宿区立男女共同参画推進センター	ウィズ新宿	160-0007	新宿区荒木町16番地	03-3341-0801	03-3341-0740	https://www.city.shinjuku.lg.jp/shisetsu/map5-10.html	○		○			○			
13	105	文京区	文京区男女平等センター		113-0033	文京区本郷4-8-3	03-3814-6159	03-5689-4534	https://www.bunkyo-danjo.jp/	○			○				○	
13	106	台東区	男女平等推進プラザ	はばたき21	111-8621	東京都台東区西浅草3-25-16 生涯学習センター4階	03-5246-5816	03-5246-5814	https://www.city.taito.lg.jp/kurashi/jinken/habataki21/index.html		○	○			○			
13	107	墨田区	すみだ共生社会推進センター口	すみなか	131-0045	墨田区押上2-12-7-111	03-5608-1771	03-5608-1770	https://www.city.sumida.lg.jp/sisetu_info/tamokuteki/sumida_zyosei-center/index.html		○	○			○			
13	108	江東区	江東区男女共同参画推進センター	ハルシティ江東	135-0011	東京都江東区扇橋3-22-2	03-5683-0341	03-5683-0340	https://www.city.koto.lg.jp/055201/shisetsuannai/kokyo/omonashisetsu/shisetsu/16794.html		○	○			○			
13	109	品川区	品川区ジェンダー平等推進センター		140-0011	東京都品川区東大井5-18-1 きゅりあん3階	03-5479-4104	03-5479-4111	https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/PC/kuseizyoho/kuseizyoho-zinken/kuseizyoho-zinken-kyodosankaku/index.html		○	○			○			
13	110	目黒区	目黒区男女平等・共同参画センター		153-0061	目黒区中目黒二丁目10番13号 中目黒スクエア内	03-5721-8570	03-5721-8574	https://www.city.meguro.tokyo.jp/jinkenseisaku/shisetsu/bunkakouryuu/danjo.html		○	○			○			
13	111	大田区	大田区立男女平等推進センター	エセナおおた	143-0016	大田区大森北4-16-4,大田区大森北4-6-7 (2024年12月1日)	03-3766-4586	03-5764-0604	https://escenaota.jp	○			○			○		
13	112	世田谷区	世田谷区男女共同参画センター	らぶらす	154-0004	東京都世田谷区太子堂1-12-40グレート王寿ビル3～5階	03-6450-8510	03-6450-8511	https://laplace-setagaya.net/	○				○				○
13	113	渋谷区	渋谷インクルーシブシティセンター	アイリス	150-0031	東京都渋谷区桜丘町23-21	03-3464-3395	03-3464-3398	https://shibu-cul.jp/iris		○	○			○			
13	114	中野区																
13	115	杉並区	杉並区立男女平等推進センター	ゆう杉並	167-0051	杉並区荻窪1-56-3	03-3393-4410	03-3393-4716	https://www.city.suginami.tokyo.jp/guide/kusei/jinken/1005363.html		○			○	○			
13	116	豊島区	豊島区立男女平等推進センター	エポック10	171-0021	東京都豊島区西池袋2-37-4としま産業振興プラザ3階	03-5952-9501	03-5391-1015	https://www.city.toshima.lg.jp/049/kuse/danjo/004668.html		○	○			○			
13	117	北区	東京都北区スペースゆう(北区男女共同参画活動拠点施設)	スペースゆう	114-8503	東京都北区王子1-11-1 北とぴあ5階	03-3913-0161	03-3913-0081	https://www.city.kita.tokyo.jp/tayosei/kurashi/jinken/spaceyu/index.html		○	○			○			
13	118	荒川区	荒川区男女平等推進センター	アクト21	116-0012	荒川区東尾久5-9-3	03-3809-2890	03-3809-2891	https://www.city.arakawa.tokyo.jp/index.html		○	○			○			
13	119	板橋区	板橋区立男女平等推進センター	スクエア・I(あい)	①17-0014	①情報資料コーナー・団体交流コーナー:東京都板橋区栄町36-1 ②相談室:東京都板橋区大山東町32-15	①03-3579-2790 ②03-3579-2188	03-3579-1337	https://www.city.itabashi.tokyo.jp/tetsuduki/jinken/danjo/index.html		○	○			○			
13	120	練馬区	練馬区立男女共同参画センター	えーる	177-0041	東京都練馬区石神井町八丁目1番10号	03-3996-9005	03-3996-9010	https://www.nerima-yell.com/		○		○			○		
13	121	足立区	足立区男女参画プラザ		123-0851	東京都足立区梅田7-33-1	03-3880-5222	03-3880-0133	https://www.city.adachi.tokyo.jp/sankaku/chiikibunka/kuminsanka/sankaku.html		○		○		○			

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2024年4月1日現在で開設済の施設)															
			問6－1		問6－4 所在地等						問6－3 施設形態		問6－5 管理・運営主体					
													施設管理		事業運営			
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他	
13	122	葛飾区	葛飾区男女平等推進センター	ウイメンズパル	124-0012	葛飾区立石5-27-1	03-5698-2211	03-5698-2315	https://www.city.katsushika.lg.jp/institution/1030224/1000097/1006913.html		○	○			○			
13	123	江戸川区	江戸川区人権・男女共同参画推進センター		132-0011	東京都江戸川区瑞江2-9-15	03-6231-8150	03-6231-8171	https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e090/kuseijoho/gaiyo/shisetsuguide/bunya/kosodate/jinken.html	○		○			○			
13	201	八王子市	八王子市男女共同参画センター		192-0082	東京都八王子市東町5-6 クリエイトホール8階	042-648-2230	042-644-3910	https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/shimin/003/003/index.html		○	○			○			
13	202	立川市	立川市女性総合センター	アイム	190-0012	東京都立川市曙町2-36-2	042-528-6801	042-528-6805	https://www.city.tachikawa.lg.jp		○	○			○			
13	203	武蔵野市	武蔵野市立男女平等推進センター	ヒューマンあい	180-0022	東京都武蔵野市境2-3-7市民会館1階	0422-37-3410	0422-38-6239	https://www.city.musashino.lg.jp/heiwa_bunka_sports/danjobyodosu/isincenter/index.htm		○	○			○			
13	204	三鷹市	三鷹市女性交流室		181-0013	三鷹市下連雀3-30-12 三鷹市中央通りタウンプラザ4階	0422-43-7812	0422-43-9911	https://www.city.mitaka.lg.jp/c_service/003/003642.html		○		○		○			
13	205	青梅市																
13	206	府中市	府中市男女共同参画センター	フチュール	183-0034	二子吉町1-84 スターザ府中中河原4階	042-351-4600	042-351-4603	https://www.city.fuchu.tokyo.jp/shisetu/komyunite/wcenter/danzyokoyoudou.html		○	○			○			
13	207	昭島市	昭島市男女共同参画センター		196-0012	二子東京都昭島市つつじが丘3-3-15	042-519-2277	042-519-2803	https://www.city.akishima.lg.jp/li/060/070/020/index.html		○	○			○			
13	208	調布市	調布市男女共同参画推進センター		182-0022	調布市国領町2-5-15 コクティ3階(市民プラザあくろす内)	042-443-1213	042-443-1212	https://chofu-danjyo.jp/		○		○		○			
13	209	町田市	町田市男女平等推進センター		194-0013	東京都町田市原町田4-9-8 町田市民フォーラム3階	042-723-2908	042-723-2946	https://www.city.machida.tokyo.jp/kurashi/community/danjo/center/shimin05.html		○	○			○			
13	210	小金井市																
13	211	小平市	小平市男女共同参画センター	ひらく	187-0031	小平市小川東町4-2-1小平元気村おがわ東2階	042-346-9618	042-346-9575	https://www.city.kodaira.tokyo.jp/kurashi/050/050800.html		○			○	○			
13	212	日野市	日野市男女平等推進センター	ふらっと	191-0062	日野市多摩平2-9多摩平の森ふれあい館2F	042-584-2733	042-584-2748	https://www.city.hino.lg.jp/shisetu/shiyakusho/desakli/danjo/index.html		○	○			○			
13	213	東村山市																
13	214	国分寺市	国分寺市立男女平等推進センター	ライツこくぶんじ	185-0034	東京都国分寺市光町1-46-8	042-573-4378	042-573-4388	https://www.city.kokubunji.tokyo.jp/kurashi/1011887/1011901/byoudou/1002816.html		○	○			○			
13	215	国立市	くにたち男女平等参画ステーション	パソル	186-0001	国立市北1-14-1 国立駅前くにたち・こくぶんじ市民プラザ内	042-501-6990	042-501-6991	http://kuni-sta.com/		○	○					○	
13	218	福生市																
13	219	狛江市																
13	220	東大和市																
13	221	清瀬市	清瀬市男女共同参画センター	アイレック	204-0021	東京都清瀬市元町1-2-11 アミュービル4階	042-495-7002	042-495-7008	https://www.city.kiyose.lg.jp/shisetsu/sisetu/1001193.html		○	○			○			
13	222	東久留米市	東久留米市男女平等推進センター	フィフティ・フィフティ	203-8555	東京都東久留米市本町3-3-1	042-472-0061	042-472-1131	https://www.city.higashikurume.lg.jp/shisei/sesaku/danjo/1003378.html		○	○			○			
13	223	武蔵村山市	武蔵村山市立男女共同参画センター	ゆーあい	208-0012	東京都武蔵村山市緑が丘1460番地 1111-1	042-590-0755	042-567-1433	https://fureai.csplace.com		○		○			○		
13	224	多摩市	多摩市立 TAMA女性センター		206-0011	東京都多摩市関戸4-72 ヴィータ・コミュニ7階	042-355-2110	042-339-0491	https://www.city.tama.lg.jp/kenkofukushi/danjyo/josei/index.html		○	○			○			

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2024年4月1日現在で開設済の施設)														
			問6－1		問6－4 所在地等					問6－3 施設 形態		問6－5 管理・運営主体					
												施設管理			事業運営		
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単 独	複 合	直 営	指 定 管 理 者	そ の 他	直 営	指 定 管 理 者	そ の 他
13	225	稲城市	稲城市男女平等推進センター		206-0802	東京都稲城市東長沼2112番地の1 稲城市地域振興プラザ1F	042-378-2112	042-378-6971	https://www.city.inagi.tokyo.jp/kosodate/shakaikyouiku/plaza/shisetsu/danjobyoudousuisincenter.html		○			○			
13	227	羽村市															
13	228	あきる野市															
13	229	西東京市	男女平等推進センター	ハリテ	202-0005	東京都西東京市住吉町6-15-6	042-439-0075	042-422-5375	kyoudou@city.nishitokyo.lg.jp		○	○			○		
13	303	瑞穂町															
13	305	日の出町															
13	307	檜原村															
13	308	奥多摩町															
13	361	大島町															
13	362	利島村															
13	363	新島村															
13	364	神津島村															
13	381	三宅村															
13	382	御蔵島村															
13	401	八丈町															
13	402	青ヶ島村															
13	421	小笠原村															

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男 女 共 同 参 画 ・ 女 性 の た め の 総 合 的 な 施 設（2024 年 4 月 1 日 現 在 で 開 設 済 の 施 設）															
			問6-1 名 称	問6-2 設立年月日	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額 (千円)	問6-8 主 な 事 業										その他
					常勤 (雇用 の定め がない 職員)	非常勤 (雇用 の定め がある 職員)		広 報 啓 発	講 座	相 談 事 業	情 報 収 集 ・ 提 供	苦 情 処 理	交 流 促 進	企 業・N P O と の 連 携	国 際 交 流	調 査 研 究		
			40					40	39	39	38	19	33	19	0	13		
13	101	千代田区	千代田区男女共同参画センター	1998年10月1日	7	8	61,521	○	○	○	○		○				登録団体向けミーティングルーム・グループロッカーの貸し出し	
13	102	中央区	中央区立男女平等センター	1993年4月28日	5	13	43,194	○	○	○		○	○				講座・相談における託児、ワーク・ライフ・バランス	
13	103	港区	港区立男女平等参画センター	1980年4月	15	16	126,517	○	○	○	○		○	○				
13	104	新宿区	新宿区立男女共同参画推進センター	1983年1月20日	6	4	73,927	○	○	○	○			○				
13	105	文京区	文京区男女平等センター	1986年9月3日	6	5	88,353	○	○	○	○	○	○					
13	106	台東区	男女平等推進プラザ	2001年9月26日	6	3	57,812	○	○	○	○	○	○					
13	107	墨田区	すみだ共生社会推進センター□	1990年7月27日	4	2	40,956	○	○	○	○		○					
13	108	江東区	江東区男女共同参画推進センター	1991年3月1日	13	2	153,561	○	○	○	○	○	○			○	人材育成事業(ハルカレッジ事業)、一時保育事業	
13	109	品川区	品川区ジェンダー平等推進センター	1989年10月1日	3	1	27,041	○	○	○	○		○					
13	110	目黒区	目黒区男女平等・共同参画センター	1992年7月14日	2	2	10,568	○	○	○	○	○	○	○				
13	111	大田区	大田区立男女平等推進センター	2000年4月1日	3	16	154,203	○	○	○	○		○					
13	112	世田谷区	世田谷区男女共同参画センター	1991年2月1日	5	32	24,830	○	○	○	○	○	○	○			研修室の貸出、講座受講者・相談利用者のための一時保育サービス、研修室の空き時間を利用した学生のための自習室、子ども室の利用のない時間に一般に子ども室を解放	
13	113	渋谷区	渋谷インクルーシブシティセンター	1992年1月23日	4	3	16,390	○	○	○	○	○	○	○		○		
13	114	中野区																
13	115	杉並区	杉並区立男女平等推進センター	1997年9月1日	4	18	26,746	○	○	○	○		○					
13	116	豊島区	豊島区立男女平等推進センター	1992年6月10日	9	13	25,199	○	○	○	○	○	○	○			パートナーシップ制度、多様な性自認・性的指向に関する対応指針、区職員向け男女共同参画研修実施、男女共同参画推進会議・女性活躍推進協議会	
13	117	北区	東京都北区スペースゆう(北区男女共同参画活動拠点施設)	1971年3月1日	6	5	62,727	○	○	○	○	○	○	○		○	施設内に社会福祉法人が運営する喫茶スペースを設け、交流等を図っている	
13	118	荒川区	荒川区男女平等推進センター	1996年6月1日	2	1	60,661	○	○	○	○							
13	119	板橋区	板橋区立男女平等推進センター	1999年10月1日	6	0	23,021	○	○	○	○	○	○	○				
13	120	練馬区	練馬区立男女共同参画センター	1987年4月1日	4	11	109,334	○	○	○	○	○	○	○			フェスティバル事業、区民の企画による講座	
13	121	足立区	足立区男女参画プラザ	1988年4月21日	7	1	44,770	○	○	○	○	○	○	○		○		
13	122	葛飾区	葛飾区男女平等推進センター	1989年10月1日	4	5	20,256	○	○	○	○	○	○	○			講座受講者・相談利用者のための一時保育サービス	
13	123	江戸川区	江戸川区人権・男女共同参画推進センター	2020年4月1日	16	5	53,396	○	○	○	○	○						
13	201	八王子市	八王子市男女共同参画センター	2003年12月13日	7	4	21,692	○	○	○	○	○	○	○		○	ほっとタイムサービス(学習支援のための子どもの一時預かり	
13	202	立川市	立川市女性総合センター	1994年10月16日	3	1	138,662	○	○	○	○	○	○	○		○	男女平等参画推進のための講座を実施する際の保育事業	
13	203	武蔵野市	武蔵野市立男女平等推進センター	1998年11月1日	2	6	9,987	○	○	○	○	○	○			○		
13	204	三鷹市	三鷹市女性交流室	1992年10月1日	4	1	1,870	○		○	○		○				女性交流室登録団体への施設貸出	
13	205	青梅市																
13	206	府中市	府中市男女共同参画センター	1995年2月22日	8	13	59,652	○	○	○	○			○				
13	207	昭島市	昭島市男女共同参画センター	2020年3月28日	4	1	8,197	○	○	○			○					
13	208	調布市	調布市男女共同参画推進センター	2005年2月1日	5	8	8,995	○	○	○	○		○					
13	209	町田市	町田市男女平等推進センター	1999年12月6日	5	1	11,980	○	○	○	○							
13	210	小金井市																
13	211	小平市	小平市男女共同参画センター	2004年1月29日	0	1	2,594	○	○		○		○					
13	212	日野市	日野市男女平等推進センター	2004年3月8日	8	3	1,621	○	○	○	○	○	○	○		○		
13	213	東村山市																

都 道 府 県	区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男 女 共 同 参 画 ・ 女 性 の た め の 総 合 的 な 施 設 （ 2024 年 4 月 1 日 現 在 で 開 設 済 の 施 設 ）														
			問6－1 名 称	問6－2 設立年月日	問6－6 職員数(人)		問6－7 予算額 (千円)	問6－8 主 な 事 業									
					常勤 （雇用 の定め がない職 員）	非常勤 （雇用 の定め がある 職員）		広 報 啓 発	講 座	相 談 事 業	情 報 ・ 提 供 集 約	苦 情 処 理	交 流 促 進	企 業・ N P O との 連 携	国 際 交 流	調 査 研 究	その他
13	214	国分寺市	国分寺市立男女平等推進センター	1994年11月10日	3	0	4,747	○	○	○	○		○	○		○	
13	215	国立市	くにたち男女平等参画ステーション	2018年5月14日	2	4	16,381	○	○	○	○		○	○		○	
13	218	福生市															
13	219	狛江市															
13	220	東大和市															
13	221	清瀬市	清瀬市男女共同参画センター	1995年10月1日	6	1	6,536	○	○	○	○		○				
13	222	東久留米市	東久留米市男女平等推進センター	1997年10月1日	0	2	10,568	○	○	○	○		○				
13	223	武蔵村山市	武蔵村山市立男女共同参画センター	2006年9月1日	3	11	3,612	○	○	○	○		○	○			
13	224	多摩市	多摩市立 TAMA女性センター	1999年9月23日	4	3	6,622	○	○	○	○	○	○	○		○	
13	225	稲城市	稲城市男女平等推進センター	2005年4月1日	0	0	2,418	○	○	○	○					○	
13	227	羽村市															
13	228	あきる野市															
13	229	西東京市	男女平等推進センター	2008年4月1日	4	5	28,620	○	○	○	○					○	
13	303	瑞穂町															
13	305	日の出町															
13	307	檜原村															
13	308	奥多摩町															
13	361	大島町															
13	362	利島村															
13	363	新島村															
13	364	神津島村															
13	381	三宅村															
13	382	御蔵島村															
13	401	八丈町															
13	402	青ヶ島村															
13	421	小笠原村															

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画に関する宣言			問5 首 長 、 自 治 会 長 等 の 状 況（2024年7月1日現在）														
			問7-1			市 区 長 数	うち 女性 市区 長数	女性 比率 （%）	副 市 区 長 数	うち 女性 副市 区長数	女性 比率 （%）	町 村 長 数	うち 女性 町村 長数	女性 比率 （%）	副 町 村 長 数	うち 女性 副町 村長数	女性 比率 （%）	自 治 会 長 数	うち 女性 自治 会長数	女性 比率 （%）
			宣 言 年 月 日	宣 言 名 称	宣 言 の 形 態															
				15		49	9	18.4	81	12	14.8	13	2	15.4	13	0	0.0	8,372	1,175	14.0
13	101	千代田区				1	0	0.0	2	0	0.0							109	6	5.5
13	102	中央区				1	0	0.0	2	0	0.0							175	13	7.4
13	103	港区				1	1	100.0	2	0	0.0							223	21	9.4
13	104	新宿区				1	0	0.0	2	0	0.0							198	25	12.6
13	105	文京区				1	0	0.0	1	1	100.0							151	11	7.3
13	106	台東区				1	0	0.0	2	0	0.0							197	7	3.6
13	107	墨田区				1	0	0.0	1	1	100.0							170	8	4.7
13	108	江東区				1	1	100.0	2	1	50.0							274	44	16.1
13	109	品川区				1	1	100.0	2	0	0.0							201	23	11.4
13	110	目黒区				1	0	0.0	1	0	0.0							82	10	12.2
13	111	大田区				1	0	0.0	2	0	0.0							218	15	6.9
13	112	世田谷区				1	0	0.0	3	0	0.0							0	0	
13	113	渋谷区				1	0	0.0	2	2	100.0							105	14	13.3
13	114	中野区				1	0	0.0	2	0	0.0							107	13	12.1
13	115	杉並区	1997年12月1日	杉並区男女共同参画都市宣言	2	1	1	100.0	2	0	0.0							155	28	18.1
13	116	豊島区	2002年2月15日	豊島区男女共同参画都市宣言	2	1	1	100.0	2	0	0.0							129	15	11.6
13	117	北区				1	1	100.0	2	0	0.0							181	26	14.4
13	118	荒川区				1	0	0.0	2	0	0.0							120	6	5.0
13	119	板橋区				1	0	0.0	1	0	0.0							211	23	10.9
13	120	練馬区				1	0	0.0	2	1	50.0							246	39	15.9
13	121	足立区				1	1	100.0	2	0	0.0							427	64	15.0
13	122	葛飾区				1	0	0.0	2	0	0.0							241	13	5.4
13	123	江戸川区				1	0	0.0	2	1	50.0							273	36	13.2
13	201	八王子市	1999年12月6日	八王子市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							579	57	9.8
13	202	立川市	1996年10月2日	立川市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							177	26	14.7
13	203	武蔵野市				1	0	0.0	2	0	0.0							0	0	
13	204	三鷹市	1988年1月1日	三鷹市女性憲章	4	1	0	0.0	3	0	0.0							104	25	24.0
13	205	青梅市				1	0	0.0	1	0	0.0							163	0	0.0
13	206	府中市	1999年11月3日	男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							379	66	17.4
13	207	昭島市	2003年1月1日	昭島市男女共同参画都市宣言	4	1	0	0.0	1	0	0.0							96	11	11.5
13	208	調布市				1	0	0.0	2	1	50.0							328	82	25.0
13	209	町田市	2001年2月1日	男女平等参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							310	56	18.1
13	210	小金井市	1996年12月3日	男女平等都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							72	14	19.4
13	211	小平市	2022年3月22日	男女共同参画宣言都市こだいら	1	1	1	100.0	1	0	0.0							353	87	24.6
13	212	日野市	1998年9月28日	日野市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	1	50.0							228	42	18.4
13	213	東村山市	2023年2月24日	東村山市男女共同参画市民宣言	2	1	0	0.0	2	1	50.0							285	65	22.8
13	214	国分寺市				1	0	0.0	2	0	0.0							126	31	24.6
13	215	国立市				1	0	0.0	1	0	0.0							68	9	13.2
13	218	福生市				1	0	0.0	1	0	0.0							32	0	0.0
13	219	狛江市				1	0	0.0	1	0	0.0							0	0	
13	220	東大和市	2001年2月18日	東大和市男女共同参画都市宣言	2	1	1	100.0	1	0	0.0							71	14	19.7
13	221	清瀬市				1	0	0.0	1	0	0.0							146	30	20.5
13	222	東久留米市	2000年10月1日	東久留米市男女共同参画都市宣言	4	1	0	0.0	1	0	0.0							117	28	23.9

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画に関する宣言			問5 首 長、自 治 会 長 等 の 状 況（2024年7月1日現在）														
			問7-1			市 区 長 数	うち 女性 市区 長数	女性 比率 （%）	副 市 区 長 数	うち 女性 副市 区長数	女性 比率 （%）	町 村 長 数	うち 女性 町村 長数	女性 比率 （%）	副 町 村 長 数	うち 女性 副町 村長数	女性 比率 （%）	自 治 会 長 数	うち 女性 自治 会長数	女性 比率 （%）
			宣 言 年 月 日	宣 言 名 称	宣 言 の 形 態															
13	223	武蔵村山市				1	0	0.0	1	0	0.0							55	8	14.5
13	224	多摩市				1	0	0.0	2	1	50.0							0	0	
13	225	稲城市				1	0	0.0	1	0	0.0							37	7	18.9
13	227	羽村市	1997年11月1日	自分らしく生きよう”はむら”アピール～男女共同参画都市宣言～	2	1	0	0.0	1	1	100.0							39	1	2.6
13	228	あきる野市				1	0	0.0	1	0	0.0							83	5	6.0
13	229	西東京市				1	0	0.0	1	0	0.0							210	49	23.3
13	303	瑞穂町										1	0	0.0	1	0	0.0	39	2	5.1
13	305	日の出町										1	1	100.0	1	0	0.0	28	0	0.0
13	307	檜原村										1	0	0.0	1	0	0.0	26	0	0.0
13	308	奥多摩町										1	0	0.0	1	0	0.0	18	0	0.0
13	361	大島町										1	0	0.0	1	0	0.0	0	0	
13	362	利島村										1	0	0.0	1	0	0.0	0	0	
13	363	新島村										1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0
13	364	神津島村										1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0
13	381	三宅村										1	1	100.0	1	0	0.0	5	0	0.0
13	382	御蔵島村										1	0	0.0	1	0	0.0	0	0	
13	401	八丈町										1	0	0.0	1	0	0.0	3	0	0.0
13	402	青ヶ島村										1	0	0.0	1	0	0.0	0	0	
13	421	小笠原村										1	0	0.0	1	0	0.0	0	0	

- <選択肢回答>
男女共同参画に関する宣言
宣言の形態
1 首長声明
2 議会の議決
3 庁内連絡会議の決定
4 その他

調査表4－4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

東京都

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の 範囲				問9 地方自治法(第202条の3)に基 づく審議会等における登用状況					問10 地方自治法(第180条の5)に基 づく委員会等における登用状況					(再掲) 市町村防災会議 (委員のみ)			(再掲) 市町村防災会議 (会長を含む)			
			目 標 値 (%)	目 標 年 度	審 議 会 等 数	うち を 含 む 数 女性 委員	総 委 員 数	うち 等 数 女性 委員	女性 比 率 (%)		審 議 会 等 数	うち を 含 む 数 女性 委員	総 委 員 数	うち 等 数 女性 委員	女性 比 率 (%)	委 員 会 等 数	うち を 含 む 数 女性 委員	総 委 員 数	うち 等 数 女性 委員	女性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 数 女性 委員	女性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 数 女性 委員	女性 比 率 (%)			
														0	0	0	0		3	1	9	1	11.1						
		千代田区												0	0	0	0	0.0	1	1	3	1	33.3						
		中央区												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		港区												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		新宿区												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		文京区												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		台東区												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		墨田区												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		江東区												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		品川区												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		目黒区												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		大田区												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		世田谷区												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		渋谷区												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		中野区												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		杉並区												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		豊島区												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		北区												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		荒川区												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		板橋区												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		練馬区												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		足立区												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		葛飾区												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		江戸川区												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		八王子市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		立川市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		武蔵野市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		三鷹市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		青梅市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		府中市												0	0	0	0	0.0	1	0	3	0	0.0						
		昭島市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		調布市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		町田市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		小金井市												0	0	0	0	0.0	1	0	3	0	0.0						
		小平市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		日野市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		東村山市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		国分寺市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		国立市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		福生市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		狛江市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		東大和市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		清瀬市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		東久留米市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の 範囲				問9 地方自治法(第202条の3)に基 づく審議会等における登用状況					問10 地方自治法(第180条の5)に基 づく委員会等における登用状況					(再掲) 市町村防災会議 (委員のみ)			(再掲) 市町村防災会議 (会長を含む)				
			目 標 値 (%)	目 標 年 度	審 議 会 等 数	うち 女性 委員 を含む 数	総 委 員 数	うち 女性 委員 等 数	女性 比 率 (%)		審 議 会 等 数	うち 女性 委員 を含む 数	総 委 員 数	うち 女性 委員 等 数	女性 比 率 (%)	委 員 会 等 数	うち 女性 委員 を含む 数	総 委 員 数	うち 女性 委員 等 数	女性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 女性 委員 数	女性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 女性 委員 数	女性 比 率 (%)				
		武蔵村山市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		多摩市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		稲城市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		羽村市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		あきる野市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		西東京市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		瑞穂町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		日の出町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		檜原村													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		奥多摩町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		大島町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		利島村													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		新島村													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		神津島村													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		三宅村													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		御蔵島村													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		八丈町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		青ヶ島村													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		小笠原村													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						

調査時点	議会関係は2024年7月1日（その他2024年4月1日）
------	------------------------------

道	区	府	町	市	区	町	村	コ	コ	イ	イ	ド	ド	名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																
															問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12-6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
																					1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例									
															48		1の合計	56	0	50			9			50	49	49	49	51	41
															10		2の合計	2	40	6			42			5	5	5	5	6	1
															0		3の合計	0	12				5			0	0	0	0	0	0
															4		4の合計	4	4							6	7	7	7	4	0
13	101				千代田区	2											千代田区議会	1	2	1			2			1	1	1	1	1	1
13	102				中央区	1											中央区議会	1	2	1			2			1	1	1	1	1	1
13	103				港区	1											港区議会	1	2	1			1			1	1	1	1	1	1

道	区	府	町	市	区	町	村	名		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
										問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12-6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
コ	コ	コ	コ	コ	コ	コ	コ	コ	コ	議 会 名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											</

都	市	市			市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査													
					問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5		問12-6	問12-7						
道	区	区	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)						
府	町	町	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 2. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他	
県	村	村																
コ	コ	村																
ロ	ロ	名																
13	109	品川区	2		品川区議会	1	2	1	品川区議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		品川区議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正する条例 第3条 議員が自己都合、疾病その他の事由により、区議会の会議等を長期間欠席した場合における議員報酬の額は、当該議員の議員報酬から、区議会の会議等を欠席した日から区議会の会議等に出席した日の前日までの期間(以下「欠席期間」という。)に応じて、当該議員の議員報酬に次の表に定める減額の割合を乗じて得た額を減じた額とする。 欠席期間 減額の割合 90日を超え180日以下であるとき 100分の20 180日を超え365日以下であるとき 100分の30 365日を超えるとき 100分の50 第5条 次に掲げる事由により区議会の会議等を長期間欠席したときは、前2条の規定は、適用しない。 (1) 公務上の災害 (2) 出産、個人の責によらない事故その他議員が区議会の会議等を長期間欠席することがやむを得ないと品川区議会議長(以下「議長」という。)が認めるもの	1	1	1	1	1	1
13	110	目黒区	2		目黒区議会	1	4	2		3	減額の適用除外とする規定がある。	2	2	2	2	2	1	
13	111	大田区	1	大田区職員旧姓使用取扱要綱 大田区職員旧姓使用取扱要綱第3条 この要綱の規定により旧姓の使用を承認された職員(以下「旧姓使用職員」という。)は、旧姓を使用することにより法令等の規定に抵触することがない文章等で、公務の遂行上又は事務処理上誤解や混乱が生じるおそれがないものにおいて旧姓を使用することができる。	大田区議会	1	4	2		2		4	4	4	4	1	1	
13	112	世田谷区	1	世田谷区職員旧姓使用取扱要綱 第3条第1項 職員は、区長の承認を受けて、法令等に基づき身分関係を規定している文書、公権力の行使に関する文書及び公務の遂行上混乱が生じるおそれがある場合等を除き旧姓を使用することができる。	世田谷区議会	1	2	1	世田谷区議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	
13	113	渋谷区	1	渋谷区職員旧姓使用取扱要綱 第3条 この要綱の規定により旧姓の使用を承認された職員(以下「旧姓使用職員」という。)は、法令等の規定に抵触しない文書等で、職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができるものとし、その使用範囲は、人事担当部長が別に定める。	渋谷区議会	1	2	1	渋谷区議会規則 第1章会議 第1節総則(欠席の届出) 出産のため出席できない時は、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにしてあらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	
13	114	中野区	1	中野区職員通称使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、婚姻その他の事由により姓を改める者又は通称を日常的に使用する者の不利益、負担等を軽減するため、通称の使用に関する基準及び手続を定めるものとする。 (定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 通称 婚姻、養子縁組等の事由により改姓する以前に使用していた氏名及び外国籍職員の住民票に記載されている通称をいう。 (2) 戸籍名 戸籍に記載されている氏名をいう。 (3) 職員 常時勤務することを要する一般職の職員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。 (使用範囲) 第3条 この要綱の規定により通称の使用を承認された職員は、通称を使用して押印その他日常業務を行うものとする。 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる文書については、当該各号に掲げるとおりとする。 (1) 戸籍名の確認又は戸籍名による処理が必要なものについては、戸籍名と通称を併記する。 (2) 次に掲げる文書については、戸籍名を使用する。 ア 法令等により戸籍名を使用することが義務づけられているもの イ 他の機関等から戸籍名を使用することが求められているもの 3 第1項の職員に係る職員証については、通称を記載して発行する。	中野区議会	1	3	1	2		1	1	1	1	1			
13	115	杉並区	1	杉並区職員旧姓使用取扱要綱 (使用申請) 第4条 旧姓を使用しようとする職員は、庶務事務システム(電子計算組織を利用して職員の勤務状況の管理等に関する事務を総合的に処理する情報処理システムをいう。以下同じ。)に所要事項を入力することにより区長に申請しなければならない。ただし、これにより難い場合は、旧姓使用申請書(第1号様式)により、申請することができる。 2 前項の申請は、杉並区職員服務規程(昭和50年杉並区訓令第9号)第3条第2項の履歴事項異動の届又は杉並区非常勤職員取扱要領(昭和60年3月7日杉総職発第847号)第3の履歴事項異動届(以下「履歴事項異動届等」という。)の提出時に行なうよう努めるものとする。 (使用承認) 第5条 区長は、前条第1項の申請を受けた場合において、承認することが適当と認めたときは、旧姓使用承認書(第2号様式)により申請者に通知する。	杉並区議会	1	2	1	杉並区議会会議規則 第11条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第4条の2 第4条の2 議長等が本会議、委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第12項に規定する協議又は調整を行うための場(以下「会議」という。)に欠席した日から1年を経過した日(同日まで連続して会議に欠席した場合に限る。)以後最初に会議が開催された日から会議に出席した日の前日まで(以下「特定期間」という。)に支給する議員報酬の額は、第2条の規定にかかわらず、同条の規定による議員報酬の額に100分の80を乗じて得た額とする。ただし、議長等が次に掲げる事由により会議に欠席した日から1年を経過した日まで連続して会議に欠席したときは、この限りでない。 (1)公務上の災害又は本人の責に帰することができない事故 (2)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第18条第1項に規定する患者又は無症状病原体保有者となつたこと (3)その他議長がやむを得ないと認める事由	1	1	1	1	1	1

道	区	府	町	市			市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																	
							間12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	間12-2 間1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	間12-3 間1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	間12-4 間3で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	間12-5 間1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		間12-6 間5で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	間12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)										
県	村	町	コ	コ	村	名		議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合 当該部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 2. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
13	116	豊島区				1		豊島区議会	第1条 この要綱は、婚姻その他の理由による姓を改める者の負担を軽減するため、旧姓の使用に関する基準及び手続きを定めるものとする。		1	3	1		2			1	1	1	1	1	1	
13	117	北区				1		北区議会	職員の服務規程 第三条の二 職員は、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、区長が別に定める基準に基づき、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏を文書等に使用すること(以下「旧姓使用」という。)を希望する場合又は旧姓使用を中止することを希望する場合は、別に定めるところにより速やかに申し出なければならない。 2 前項の申出を受けた場合、旧姓及び変更後の戸籍上の氏の確認を行い、別に定めるところにより当該職員に旧姓使用又は旧姓使用の中止を通知する。 3 旧姓使用の通知を受理した職員は、通知された使用開始年月日から旧姓使用を行うこととし、旧姓使用中の通知を受理した職員は、通知された使用中止年月日から旧姓使用を中止しなければならない。 4 職員は、旧姓使用を行うに当たって、区民及び他の職員に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。		1	2	1		2			1	1	1	1	1	1	1
13	118	荒川区				2		荒川区議会			1	2	1		3	連続して1年を超えて欠席したときは、減給する規定がある		1	1	1	1	1	1	
13	119	板橋区				2		板橋区議会			1	2	1		2			1	1	1	1	1	1	
13	120	練馬区				1		練馬区議会	練馬区職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻その他の事由により戸籍の氏を改めた後も、職務を円滑に遂行するために、引き続き従前の戸籍上の氏を使用することに関して必要な事項を定めるものとする。		1	2	1		1			1	1	1	1	1	1	
13	121	足立区				1		足立区議会	足立区職員服務規程 第3条の2 職員は、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、別に定める基準に基づき、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏を文書等に使用すること(以下「旧姓使用」という。)を希望する場合又は旧姓使用を中止することを希望する場合は、速やかに申し出なければならない。 2 前項の申出を受けた場合、旧姓及び変更後の戸籍上の氏の確認を行い、当該職員に旧姓使用又は旧姓使用の中止を通知する。 3 旧姓使用の通知を受理した職員は、通知された使用開始年月日から旧姓を使用することとし、旧姓使用中の通知を受理した職員は、通知された使用中止年月日から旧姓使用を中止しなければならない。 4 職員は、旧姓を使用するにあつて、区民及び他の職員に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。		1	2	1		2			1	1	1	1	1	1	1

			市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																		
			問11－3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問12－1 議員の出産を欠席事由として明記した規定（産休を含む）があるか。	問12－2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12－3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12－4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12－6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文（本文）を記入してください。	問12－7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。（2及び3の場合を除く。）									
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文（本文）を記入してください。	議 会 名							配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他				
13	122	葛飾区	2		葛飾区議会	1	2	1	第2条第2項、議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1				
13	123	江戸川区	1	江戸川区職員通称使用取扱要綱 第1条 この要綱は、婚姻その他の事由により姓を改める者又は通称を日常的に使用する者の不利益、負担等を軽減するため、通称の使用に関する基準及び手続を定めるものとする。 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）通称 婚姻、養子縁組等の事由により改姓する以前に使用していた氏名及び外国籍の職員の住民票に記載されている通称をいう。 （2）戸籍名 戸籍に記載されている氏名をいう。 （3）職員 常時勤務することを要する一般職の職員をいう。 第3条 この要綱の規定により通称の使用を承認された職員は、通称を使用して押印その他日常業務を行うものとする。 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる文書については、当該各号に掲げたとおりとする。 （1）戸籍名の確認又は戸籍名による処理が必要なものについては、戸籍名と通称を併記する。 （2）次に掲げる文書については、戸籍名を使用する。 ア 法令等により戸籍名を使用することが義務付けられているもの イ 他の機関等から戸籍名を使用することが求められているもの 3 第1項の職員に係る職員証については、通称を記載して発行する。 第4条 通称を使用しようとする職員は、通称使用申請書により、区長に申請しなければならない。 第5条 区長は前条の申請を受けた場合において、承認することが適当と認めたときは、通称使用承認書により申請者に通知する。 第6条 前条の規定により通称の使用の承認を受けた職員（以下「通称使用職員」という。）は、通称を使用するに当たって、常に適正な使用に努めなければならない。 2 区長は、通称使用職員台帳を備え、通称使用職員に係る通称、戸籍名、承認年月日等必要な事項を記載する。 第7条 通称使用職員は、通称の使用を中止しようとするときは、通称使用中止申請書により区長に申請しなければならない。 2 区長は、前項の申請を受けた場合において、承認することが適当と認めたときは、通称使用中止承認書により通知する。 第8条 区長は、通称使用職員が次のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。 （1）偽りその他不正な手段により使用の承認を受けたとき。 （2）その他、区長が取消しを必要と認めたとき。 第9条 総務部長は、この要綱の運用状況について、必要と認めるときは所属長から報告を求め、指導し、又は適当な措置を講ずることができる。 第10条 この要綱の施行について必要な様式は、別に定める。 第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、総務部職員課長が別に定める。	江戸川区議会	1	2	1	江戸川区議会会議規則 第二条第二項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前の日から当該出産の日後八週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1		
13	201	八王子市	2		八王子市議会	1	2	1	八王子市議会会議規則 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出しなければならない。	2				1	1	1	1	1			
13	202	立川市	1	立川市職員旧姓使用取扱要綱 （旧姓使用の範囲） 第2条 旧姓を使用することのできる文書等は、法令等の規定に反するおそれのない専ら組織内部で使用されているもので、職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないもので次の各号に掲げるものとする。 （1）職員住所録 （2）座席表 （3）出勤簿（タイムカード） （4）請暇簿 （5）時間外命令簿 （6）出張命令簿 （7）各届書類（請届、通勤届、扶養親族届） （8）退休表 （9）起案書 （10）支出命令書（支出負担行為伺書） （11）検収調書 （12）名札 （13）身分証明書（両姓併記） （14）研修通知 （15）前各号に掲げるもののほか、所属長が旧姓を使用することに支障がないと認めたもの 2 公権力の行使に関する文書、給与に関する文書、職員の身分関係を規定する文書その他職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのある文書については、旧姓を使用することはできない。	立川市議会	1	2	1	立川市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席する旨の届出を提出することができる。	1			立川市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例 第3条 議員が長期にわたって議会活動をしない場合の報酬の額は、当該議員が受けるべき報酬の額に、次の表の左欄に掲げる議会活動をしない期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。 議会活動をしない期間 割合 120日を超え180日以下であるとき。 100分の80 180日を超え365日以下であるとき。 100分の70 365日を超えるとき。 100分の50 2 議会活動をしない期間は、会議等を欠席した日から起算する。 3 第1項の規定は、議会活動をしない期間が120日を超えた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から会議等に出席した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）まで適用する。			1	1	1	1	1	1
13	203	武蔵野市	1	武蔵野市職員旧姓使用取扱要綱	武蔵野市議会	2							2	2	2	2	2				

道	区	府	町	村	市	市	市	市	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査												
									間12-1	間12-2	間12-3	間12-4	間12-5		間12-6	間12-7					
						間11-3及び4	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	間1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	間1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	間3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	間1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	間5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)						
						1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
13	204	三鷹市	1			三鷹市職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、婚姻その他の事由により氏を改めることによる不利益・不都合を軽減し、社会活動の継続性を保障するとともに、職場における男女平等の実現を図るため、三鷹市職員(以下「職員」という。)が氏を改めた後も、引き続き氏を改める前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することについて必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用の届出) 第2条 氏を改めた職員(新規に採用された職員を含む。)で旧姓を使用しようとするものは、旧姓使用届(様式第1号)により、原則として三鷹市役所処務規程(昭和27年三鷹市訓令甲第9号)第7条第2項の規定に基づく改姓の届出(新規に採用された職員は、同条第1項の規定に基づく氏名の届出)とともに、市長に届け出るものとする。 2 前項の届出を受理した場合は、市長は、旧姓を使用することを認めるものとする。 (旧姓使用の範囲) 第3条 旧姓使用の範囲は、次に掲げる場合を除き、職員として氏名を用いる場合とする。 (1) 法令等によって戸籍上の氏名を使用することが定められている場合 (2) 市民、他の市町村、関係機関等に対する決定、申請、報告等において氏名を使用する場合、ただし、専ら職務上氏名を使用する場合で、混乱又は支障を生じるおそれがないときは、この限りでない。 (責務) 第4条 旧姓を使用する職員は、旧姓使用に当たっては、常に適正な使用に努めなければならない。 2 市長は、旧姓使用職員台帳(様式第2号)を整備するとともに、旧姓使用の適正な運用管理に努めなければならない。 (旧姓使用の中止) 第5条 旧姓を使用する職員で旧姓使用を中止しようとするものは、旧姓使用中止届(様式第3号)により、市長に届け出るものとする。 (通知) 第6条 市長は、第2条第1項に規定する旧姓使用届を受理した場合及び前条に規定する旧姓使用中止届を受理した場合は、速やかに当該職員及びその所属長に通知するものとする。 (委任) 第7条 この要綱に定めるもののほか、旧姓使用の取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。 附 則 (施行期日) 1 この要綱は、平成9年12月1日から施行する。 (経過措置) 2 この要綱の施行前に婚姻その他の事由により氏を改めた職員は、平成10年5月31日までに第2条第1項の規定に準じて届出をすることにより、旧姓を使用することができるものとする。 様式 略	三鷹市議会	1	2	1		三鷹市議会会議規則 (欠席、遅参又は早退の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないとき、遅参するとき、又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情により当日の開議時刻までに届出ができないときは、その事情がなくなった後、速やかに議長に届け出るものとする。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (欠席、遅参又は早退の届出) 第3条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないとき、遅参するとき、又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情により当日の開議時刻までに届出ができないときは、その事情がなくなった後、速やかに委員長に届け出るものとする。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	1		三鷹市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例 (議員報酬の減額) 第3条 議員が自己都合、疾病その他の事由により、市議会の会議等を長期間欠席した場合における議員報酬の額は、当該議員が受けるべき議員報酬の額から、市議会の会議等を欠席した日から市議会の会議等に出席した日の前日までの期間(以下「欠席期間」という。))に応じて、当該議員の議員報酬に次の表に定める減額の割合を乗じて得た額を減じた額とする。 (欠席期間(減額の割合)) 90日を超え180日以下であるとき(100分の20) 180日を超え365日以下であるとき(100分の30) 365日を超えるとき(100分の50) 2 前項の表を適用する場合において、月の途中で欠席期間の区分が変わる場合は、高い方の減額の割合を適用する。 3 前2項の規定は、欠席期間が90日を超える日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から市議会の会議等に出席した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)まで適用する。 (期末手当の減額) 第4条 6月1日及び12月1日(次項においてこれらの日を「基準日」という。)のそれぞれの前6月以内の期間において、前条の規定により議員報酬が減額支給された月があるときの期末手当は、当該議員の期末手当から、欠席期間に応じて、当該議員の期末手当に前条第1項の表に定める減額の割合を乗じて得た額を減じた額とする。 2 基準日の前6月以内の期間において、議員報酬の減額の割合が異なる場合は、高い方の減額の割合を適用する。 (適用除外) 第5条 次の各号のいずれかに掲げる事由により市議会の会議等を長期間欠席したときは、前2条の規定は適用しない。 (1) 公務上の災害等 (2) 出産(労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項本文に規定する期間に限る。) (3) その他市議会の会議等を長期間欠席することがやむを得ないと三鷹市議長(以下「議長」という。)が認めるもの	1	1	1	1	1	1
13	205	青梅市	2			青梅市議会	1	3	1				2			1	1	1	1	1	
13	206	府中市	1			府中市議会	1	2	1				2			1	1	1	1	1	1
13	207	昭島市	1			昭島市議会	1	2	1				2			1	1	1	1	1	1

都	道	府	市	区	町	村	コ	コ	イ	イ	ド	ド	名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査													
															間12－1	間12－2	間12－3	間12－4	間12－5		間12－6	間12－7					
															議員の出産を欠席事由として明記した規定（産休を含む）があるか。	間1で1. を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	間1で1. を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	間3で1. を選択した場合、該当部分の条文（本文）を記入してください。	間1で1. を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	間5で1. を選択した場合、該当部分の条文（本文）を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。（2及び3の場合を除く。）						
														議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間より短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間より長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
13	208	調布市	1											調布市議会	1	3	1	調布市議会会議規則 第2条(欠席の届出)第2項 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日以前の8週間(多胎妊娠の場合にあつては14週間)及び出産後の16週間の期間の範囲内において連続した16週間(多胎妊娠の場合にあつては24週間)を限度として、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
13	209	町田市	1											町田市議会	1	3	1	町田市議会会議規則 (第2条 第2項) 議員は、出産のため欠席できないときは、その出産の前後を通じ16週間(多胎妊娠の場合にあつては、24週間)の範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (第91条 第2項) 委員は、出産のため欠席できないときは、その出産の前後を通じ16週間(多胎妊娠の場合にあつては、24週間)の範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
13	210	小金井市	1											小金井市議会	1	3	1	小金井市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の7週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前からその出産の前後を通じて16週間(多胎妊娠の場合にあつては、22週間)以内の範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
13	211	小平市	1											小平市議会	1	4	2					2	2	2	2	2	2
13	212	日野市	2											日野市議会	1	2	1	日野市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
13	213	東村山市	1											東村山市議会	1	3	1	東村山市議会会議規則 第1章 会議 第2条第2項 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間(多胎妊娠の場合にあつては、10週間)を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第2章 委員会 第84条第2項 委員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間(多胎妊娠の場合にあつては、10週間)を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名			市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査															
					問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5		問12-6	問12-7								
					議員の出産を欠席事由として明記した規定（産休を含む）があるか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選択した場合、該当部分の条文（本文）を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問5で1.を選択した場合、該当部分の条文（本文）を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。（2及び3の場合を除く。）								
					1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文（本文）を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具休例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
13	214	国分寺市	1	国分寺市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、婚姻その他の理由により氏を改めることによる不利益・不都合を軽減し、社会活動の継続性を保障するとともに、職場における男女平等の実現を図るため、国分寺市職員（以下「職員」という。）が氏を改めた後も、引き続き氏を改める前の氏（以下「旧姓」という。）を使用することについて必要な事項を定めるものとする。	国分寺市議会	1	2	1	国分寺市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1		
13	215	国立市	1	国立市職員旧姓使用取扱要綱 （旧姓使用の範囲） 第2条 旧姓の使用の範囲は、次に掲げる場合を除き、職員として氏名を用いる場合とする。 （1）法令等によって戸籍上の氏名を使用することが定められている場合 （2）市民、他の行政機関その他関係機関等に対する決定、申請、報告等において氏名を使用する場合。 ただし、専ら職務上氏名を使用する場合で、混乱又は支障を生じるおそれがないと市長が認めるときは、この限りでない。	東京都国立市議会	1	3	1	国立市議会会議規則（抄） （欠席等の届出） 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。 3 前項の規定による届出をした議員は、出産における母性および乳児の健康の保持および増進その他の事情のため当該届出をした期間の前または後に出席できないときは、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	2				1	1	1	1	1	1	
13	218	福生市	1	福生市職員旧姓使用取扱要綱 （旧姓使用の届出） 第2条 氏を改めた職員（新規に採用された職員を含む。）で旧姓を使用する者は、旧姓使用届（別記様式第1号）により、市長に届け出るものとする。 2 前項の届出を受理した場合、市長は、旧姓を使用することを認めるものとする。	福生市議会	1	2	1	福生市議会会議規則 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 ※委員会同内容	2					1	1	1	1	1	1
13	219	狛江市	1	狛江市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 氏を改めた職員（新規に採用された職員を含む。）で旧姓を使用しようとする者は、旧姓使用届（様式第1号）により、狛江市職員服務規程（平成7年規程第2号）第5条第1項第1号の規定に基づく氏名の変更届（新規に採用された職員は、第4条第1項の規定に基づく書類）とともに、市長に届け出るものとする。 2 前項の届出を受理した場合は、市長は、旧姓を使用することを認めるものとする。	狛江市議会	1	2	1	狛江市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、出産、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		狛江市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例 第3条 議員が長期にわたって議会活動をしない場合における議員報酬の額は、当該議員が受けるべき議員報酬の額に、次の表に掲げる議会活動をしない期間の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。	2	2	2	2	1	1		
13	220	東大和市	1	東大和市職員の旧姓使用の取扱いに関する要綱 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）により戸籍上の氏を改めた職員が、引き続き従前の氏（以下「旧姓」という。）を使用することに関して必要な事項を定め、もって当該職員の円滑な職務遂行に資する職場環境の整備を図ることを目的とする。（一部抜粋）	東大和市議会	1	2	1	東大和市議会会議規則 第2条（欠席等の届出） 第2条 議員は、出産のため欠席するときは、出産予定日の7週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後9週間（多胎妊娠にあつては、10週間）を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1	
13	221	清瀬市	1	清瀬市旧姓使用取扱要綱 第2条 氏を改めた職員（新規に採用された職員を含む。以下同じ。）で旧姓を使用しようとする者は、旧姓使用届に氏を改めたことを証する書類を添付し、原則として清瀬市職員服務規程（昭和40年清瀬市規程第7号）第12条第2項の規定に基づく改姓の届（新規に採用された職員は、同条第1項の規定に基づく氏名の届）とともに、所属長を経由して速やかに市長に届け出るものとする。 2 市長は前項の届を受理したときは、使用する旧姓が戸籍上根拠を有することを戸籍謄本等で確認し、旧姓の使用を認めるものとする。	清瀬市議会	1	2	1	清瀬市議会会議規則 第2条 2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間前（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
13	222	東久留米市	1	東久留米市職員旧姓使用取扱要綱 第1 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏（以下「旧姓」という。）を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	東久留米市議会	1	2	1	東久留米市議会会議規則 （欠席の届出） 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を附け当日の開議時刻までに、議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
13	223	武蔵村山市	1	武蔵村山市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、婚姻その他の事由により戸籍上の氏を改めることによる職員の不利益及び不都合を軽減し、業務の継続性及び安定性を確保するため、職員が氏を改めた後も引き続き氏を改める前の氏（以下「旧姓」という。）を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。	武蔵村山市議会	1	2	1	武蔵村山市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
13	224	多摩市	1	多摩市職員服務規程/多摩市職員旧姓等使用取扱要綱 多摩市職員服務規程 （旧姓等の使用） 第8条 職員は、別に定めるところにより、婚姻等によって氏を改めた後も引き続き旧姓を使用すること及び事実上の婚姻関係のある場合において、相手側の氏を使用することができる	多摩市議会	1	2	1	多摩市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第81条 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1

道	区	府	町	市	区	町	村	市	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査													
									問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12-6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)						
県	村	コ	コ	市	区	町	村	市	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
ド	ド	名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	西東京市旧姓使用取扱要綱	西東京市議会	1	2	1														
13	229	西東京市	1	西東京市旧姓使用取扱要綱	西東京市議会	1	2	1	2	2	3	減額しない規定あり	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
13	303	瑞穂町	1	瑞穂町職員の旧姓使用に関する基準	瑞穂町議会	1	2	1	3	減額しない規定あり			1	1	1	1	1	1	1	1	1	
13	305	日の出町	1	日の出町職員旧姓使用取扱要綱	日の出町議会	1	2	1	1				1				1	1	1	1	1	1
13	307	檜原村	1	檜原村職員旧姓使用取扱要綱	檜原村議会	1	2	1	2				2				1	1	1	1	1	1

道	区	府	町	市	村	コ	コ	イ	イ	ド	ド	名			市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
															問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12-6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。														左記で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
														議 会 名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
														1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
														1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
														1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
														1. あり 2. なし 3. その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
														その他具体例																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
														配偶者の 出産																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
														育児																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
														家族の 看護																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
														家族の 介護																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
														疾病																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
														その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
13	308																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													

調査時点	議会関係は2024年7月1日（その他2024年4月1日）
------	------------------------------

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査			地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割														
道 府 県	区 町 村	名	問12-8	問12-9	問12-10	問12-11			問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1
			議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-11で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。			問12-12で、1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16で、1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	左記で、1. を選択した場合、該当部分の規定を記入してください。
			1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1 ・ハラスメント等防止に関する規定(倫理規定等)がある	2 ・ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している	3 ・その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。			1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	
			1	0	11	10	0	1		29	11	2	9			21	
			4	17	13					6	8	5	37			39	
0	0	38					26	16	55	2			2				
57	45									14							
13	101	千代田区	4	4	2					1	3	3	2		なし	2	
13	102	中央区	4	4	3					3		3	2		特になし。	1	中央区地域防災計画(令和6年修正) P.44 3 女性の視点等を踏まえた防災対策の充実 国においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の充実により地域の防災力の向上を図ることを目的として、平成24年に災害対策基本法の改正が行われた。さらに、令和2年5月には、防災担当部局と男女共同参画部局等の連携による男女共同参画を踏まえた災害対応力のさらなる強化に向けて、防災・復興が「4つの策定及び防災基本計画の修正を行った。また、都では、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女双方の視点等に配慮した防災対策を推進していくこととしている。区においても、中央区防災会議の委員である防火防災女性の会の意見等も踏まえながら、男女共同参画の視点等を取り入れた防災対策を進めていく。
13	103	港区	2	2	3					1	1	3	2		特にありません。	1	地域防災計画(震災編第2部第10章、風水害編第2部第8章ほか) 相談やこころのケアができる体制の整備 区民避難所(地域防災拠点)となっている港区立男女平等参画センターに、男女平等参画に関する内容や女性の問題等に対応する相談窓口を設置します。 ※震災編の第2節第3、3(4)から抜粋 ※記載としては他の部分についても同様
13	104	新宿区	4	4	1	1				3		3	2			2	新宿区議会議員政治倫理条例 第8条 議員は、その地位を利用して、嫌がらせをし、強制し、又は圧力を掛ける行為をしてはならない。 2 議員は、セクシュアル・ハラスメント(他の者が不快に感じる性的な言動をいう。)に当たる行為その他の人権侵害の恐れのある行為をしてはならない。
13	105	文京区	2	2	3					1	3	3	1	文京区議会先例 【15】その他2 議員の氏名は、届出により、本名に代えて通称名を使用することができることを例とする。		1	文京区地域防災計画 第2編 震災対策 第8章 避難計画 第2部 震災応急・復旧対策計画 第2節 避難所の解説・運営等 第2 活動内容 2 避難所の解説(3)震度5弱以上共通 避難所に当てる施設については、区立の小・中学校を基本に、幼児等の二次的な避難所等として、区立の幼稚園、児童館等を活用する。また、女性・子どもの二次的な避難所等として、男女平等センターを活用する。
13	106	台東区	4	2	2					1	2	2	1	20期の申し合わせ事項 1-1 議会内の議員名については、原則として戸籍名とする。ただし、通称名等を使用する希望のある議員から申し出があった場合は、議会運営委員会が協議のうえ、承認する。		2	

市		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割													
道	区	府	町	県	村	コ	コ	イ	イ	ド	ド	名	問12-8	問12-9	問12-10	問12-11				問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1
													議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っているか。	問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問12-11で、1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16で、1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	左記で、1.を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。
コ	コ	イ	イ	ド	ド	名							1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要なる場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定がある規定(倫理規定等)に関する規定(												

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
道	区	府	町	区	町	村	コ	コ	イ	イ	ド	ド	名	問12-8	問12-9	問12-10	問12-11	問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
														議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-11で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-11で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	左記で、1. を選択した場合該当部分の規定を記入してください。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
県	村	コ	コ	イ	イ	ド	ド	名	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	3. 設置または提供する予定である。	4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)	2. 授乳等に必要場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	3. 設置または提供する予定である。	4. なし	1. 行っている。	2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。	3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある	2. ハラスメントを設置している議員向け相談窓口を設けている	3. その他	その他内容	1. 行っている。	2. 行っていないが、今後、行う予定もない。	3. 行っており、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。	2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。	3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っており、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。	2. 明記した規定はないが、運用上認めている。	3. 明記した規定がなく、運用上も認めていることもない。	4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1. 位置づけられた規定がある。	2. 位置づけられていない。	3. その他(不明等)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
13	115	杉並区	2	2	3														3		3	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査												地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割																
道	区	府	町	区	町	村	コ	コ	イ	イ	ド	ド	名	問12-8	問12-9	問12-10	問12-11	問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1		
														議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っているか。	問12-10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-11で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画の実施していることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	左記で、1. を選択した場合該当部分の規定を記入してください。		
県	村	コ	コ	イ	イ	ド	ド	名	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	3. 設置または提供する予定である。	4. なし	1. 行っている。	2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。	3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。	2. 行っていないが、今後、行う予定である。	3. 行っており、今後、行う予定もない。	1. 行っている。	2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。	3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。	2. 明記した規定はないが、運用上認めている。	3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。	4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1. 位置づけられた規定がある。	2. 位置づけられていない。	3. その他(不明等)
									1. 専用の場所が設置されている。(常設)	2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	3. 設置または提供する予定である。	4. なし	1. ハラスメント規定等(ハラスメント防止に関する規定)がある。	2. ハラスメントに設置している議員向け相談窓口を設けている。	3. その他	その他内容	1. 行っている。	2. 行っていないが、今後、行う予定である。	3. 行っており、今後、行う予定もない。	1. 行っている。	2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。	3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。	2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。	3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。	2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。	3. 行っており、今後、取り組む予定もない。
13	202	立川市	4	4	3														3	0	3	2		1	立川市地域防災計画 第2部第2章第2節 減災目標と対策 減災目標 3 帰宅困難者の安全確保 (1)①一斉徒歩帰宅者の発生と備蓄 一時滞在施設に受け入れた帰宅困難者に対し、食料等の提供を行う。その際は、女性総合センター、子ども未来センター及び東京都多摩広域防災倉庫の備蓄品(食料、毛布等)を活用する。 第3部第1章第3節 災害対策本部の組織と職員態勢 立川市災害対策本部事務分掌 総合政策部 政策班 男女平等参画課 1 帰宅困難者対策 2 女性の災害相談 第4部第4章第4節 指定避難所の開設・運営 河川の越水氾濫や土砂災害等の危険があり、避難勧告等を発令する場合は、避難所を開設のうえ住民に周知し、避難所の誘導受入を行う。 (1)指定避難所の開設 ①開設担当者 …略…なお、風水害に関する指定避難所と所管している班は、以下のとおりである。 ○女性総合センター・AIM政策班、避難所班			
13	203	武蔵野市	4	4	1														1	1	3	2		2				
13	204	三鷹市	4	4	3														3		3	1		2				
13	205	青梅市	4	4	2														1	1	1	4	特になし	2				

都	市	市	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査												地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割		
			問12-8	問12-9	問12-10	問12-11			問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1
			議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-110で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。			問12-11で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	左記で、1. を選択した場合該当部分の規定を記入してください。
道	区	区															
府	町	町															
県	村	村															
コ	コ	村															
イ	イ																
ド	ド	名															
13	206	府中市	4	4	1	1			府中市議会政治倫理条例 (政治倫理基準) 第4条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 (4) その地位を利用して各種ハラスメントその他の人権侵害のおそれのある行為をし、又は法人、団体等への嫌がらせ、不当な強制、圧力をかけるなどの行為をしないこと。	1	3	3	2			1	府中市地域防災計画 【震災編】 第2部 第1章 第1節 1 市民の防災力の向上 1-5 外国人への支援 第2部 第7章 第2節 2 要配慮者等の保護 2-2 外国人への対応 第2部 第8章 第4節 1 多様な避難者ニーズへの配慮 1-2 外国人のニーズ 第2部 第8章 第4節 1 多様な避難者ニーズへの配慮 1-3 女性や子育てのニーズ 第2部 第8章 第4節 1 多様な避難者ニーズへの配慮 1-4 その他のニーズ 第3部 第3章 第3節 1 災害時の広報・報道 1-4 災害時の広報 【風水害編】 第2部 第5章 第3節 1 要配慮者対策 1 要配慮者対策 第2部 第7章 第4節 1 多様な避難者ニーズへの配慮 1-3 外国人のニーズ 第2部 第7章 第4節 1 多様な避難者ニーズへの配慮 1-4 女性や子育てのニーズ 第2部 第7章 第4節 1 多様な避難者ニーズへの配慮 1-4 その他のニーズ 第3部 第5章 第4節 1 災害時の広報・報道 1-4 災害時の広報 第3部 第8章 第1節 1 避難行動の基本方針 2-4 要配慮者の避難対策
13	207	昭島市	4	4	3					3		3	4			1	昭島市地域防災計画、昭島市風水害マニュアル 昭島市地域防災計画：第3部 震災応急・復旧対策計画 第1章 応急活動体制 福祉医療対策部 避難対策班 昭島市風水害マニュアル：水防活動について (3)水防本部の課別配置表
13	208	調布市	4	4	1	1			調布市議会議員の政治倫理に関する基準等を定める規程 第3条(2) 議員の権限又は地位を利用して市の公正な業務執行を妨げる行為又は人権侵害と認められる行為をしないこと。	1	1	3	2			2	
13	209	町田市	4	4	3					1	1	3	2		なし	2	
13	210	小金井市	4	4	3					3		3	2		なし	1	小金井市地域防災計画 震災編 第2部 施策ごとの具体的計画(予防対策・応急対策・復旧対策) 第4章 本部体制及び応急対応力の強化 p205.8 各部の事務分掌 企画財政部、企画財政庶務班 男女共同参画の視点からの配慮等に関すること。
13	211	小平市	4	4	2					1	3	3	2			1	小平市地域防災計画(令和3年修正)令和4年8月一部修正 第Ⅱ部、第1章、第2節、3「各課の分掌事務」 1.広聴班への協力に関すること。2.所管施設を利用する避難所の開設及び運営の協力に関すること。3.女性の災害相談に関すること
13	212	日野市	4	4	3					1	3	3	2			1	地域防災計画 ・女性防災リーダーを増やす・育成する・育成した人材の登録制度を作る・帰宅困難者、要配慮者を受け入れるための態勢づくり・外国人へ向けたヒトグラム等の活用・多言語対応の誘導標識等による対応・受入れ体制や連絡体制の整備・他の被災地での教訓を分析した調査検討の実施・日野市社会福祉協議会との定期的な情報交換
13	213	東村山市	4	4	3					3		3	2			2	
13	214	国分寺市	4	2	3					3		3	2			2	
13	215	国立市	4	4	1	1			国立市議会政治倫理条例(抄) (政治倫理基準) 第4条第1項第5号 セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメントその他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。	1	1	3	2		1	国立市総合防災計画 避難所の運営・支援・女性相談 第3部第12章	
13	218	福生市	4	4	2					3		3	4			2	
13	219	狛江市	4	4	3					1	2	3	2			2	
13	220	東大和市	4	4	2					1	3	2	2			2	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
			問12-8	問12-9	問12-10	問12-11			問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1
			議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っているか。	問12-11で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。			問12-12で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。
コ ロ シ ド	コ ロ シ ド	コ ロ シ ド	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	1. 専用の場所が設置されている。(常設)	1. 行っている。	1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある	2. ハラスメントを設置している議員向け相談窓口	3. その他	その他内容								
			2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。	2. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がない	2. ハラスメントを設置している議員向け相談窓口がない	2. その他									
13	221	清瀬市	4	4	3					3		3	2			1	清瀬市災害対策本部条例施行規則 1 男女共同参画センターの防災に関すること。 2 災害情報等の収集及び伝達に関すること。 3 帰宅困難者対策に関すること 4 地域振興部統括班内の協力応援に関すること
13	222	東久留米市	4	4	3					3		3	2			2	
13	223	武蔵村山市	4	4	3					2	2	3	4			2	
13	224	多摩市	4	2	3					3		3	1	多摩市議会議員の通称名等の使用に関する規程 第2条第1項 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第89条第5項において準用する同令第88条第8項に規定する通称の使用の認定を受けた場合 当該認定を受けた通称		2	
13	225	稲城市	4	4	3					3		3	2			2	
13	227	羽村市	4	2	3					1	3	3	4			2	
13	228	あきる野市	4	4	3					3	0	3	4			2	
13	229	西東京市	4	4	2					1	1	3	2			2	
13	303	瑞穂町	4	4	2					2	2	3	4			2	
13	305	日の出町	4	4	2					2	2	2	4			2	
13	307	檜原村	4	4	3					3		3	3		特になし	3	
13	308	奥多摩町	4	4	3					3		3	4		なし	2	
13	361	大島町	4	4	3					3	0	3	3			2	
13	362	利島村	4	4	1	1			利島村における議会関係ハラスメントを根絶するための条例(目的) 第1条 この条例は、日本国憲法が保障する個人の尊厳、人格権その他の基本的人権の尊重及び政治分野における男女共同参画の推進に関する法律(平成30年法律第28号)等の趣旨を踏まえ、利島村議会における議員によるハラスメント又は議員若しくは議員になろうとする者に対するハラスメントを根絶するため、同法に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、全ての利島村議会議員、村職員及び住民が人としての尊厳を尊重され、良好な職場環境を確保することと村政の効率的運用に寄与し、もって信頼される議会の実現に資することを目的とする。	3	0	3	4			2	
13	363	新島村	4	4	2					1	2	3	2			2	
13	364	神津島村	4	4	1	1			神津島村議会ハラスメント防止条例(目的) 第1条 この条例は、神津島村議会議員(以下「議員」という。)と議員、又は議員と職員が互いに人格を尊重し、議員及び神津島村議会(以下「議会」という。)としての役割を十分に発揮するため、議員間又は議員と職員との間におけるハラスメントの防止に関し必要な措置を講じ、村民から信頼される議会の実現に資することを目的とする。	1	3	3	2			2	
13	381	三宅村	4	4	3					3	0	3	4			3	
13	382	御蔵島村	4	4	3					3	0	3	4			2	
13	401	八丈町	4	4	3					3		3	4		なし	2	
13	402	青ヶ島村	4	4	3					3	0	3	4			2	
13	421	小笠原村	4	4	2					1	1	1	2			2	